

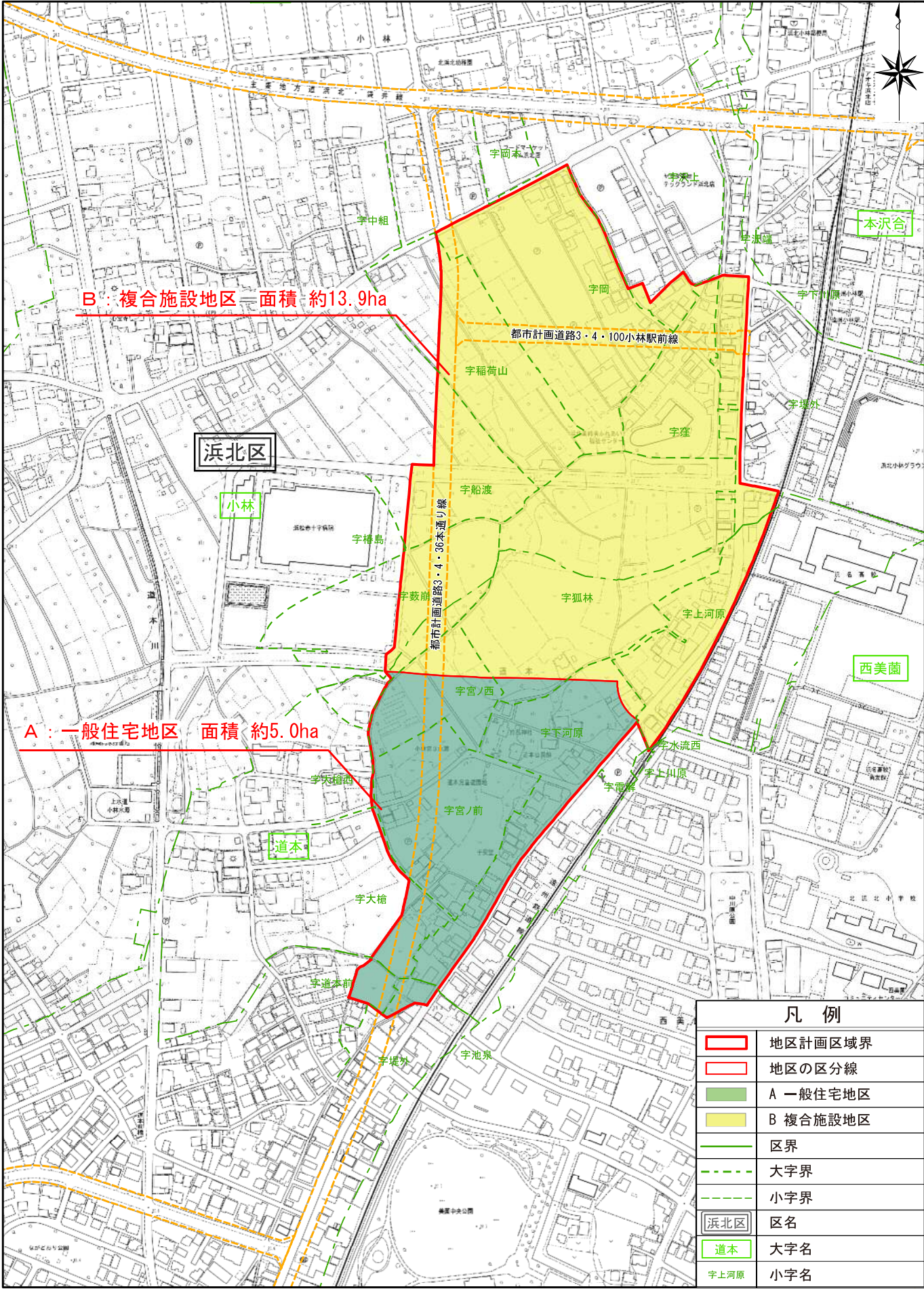
浜松都市計画地区計画の決定（浜松市決定）

浜松都市計画浜北中央北地区計画を次のように決定する。

名 称	浜北中央北地区計画
位 置	浜松市浜北区大字貴布祢字堤外、字道本前の各一部 大字小林字稻荷山、字岡、字船渡、字椿島、字堤外、字藪崩、字沢上の各一部、字窪、字狐林の全部 大字道本字上河原、字下河原、字大槍西、字藪崩、字大槍の各一部、字宮ノ西、字宮ノ前、字狐林の全部 字西美藪字水流西の一部
面 積	約 18.9ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、浜北区のほぼ中央に位置し、地区の周辺には遠州鉄道鉄道線遠州小林駅や県立浜名高校、美藪中央公園、地区内には浜松赤十字病院、浜松高齢者ふれあい福祉センター等の医療・福祉機能が立地している。</p> <p>浜松市都市計画マスタープランにおいて、市民の身近な日常生活サービスを支える主要生活拠点に位置づけられるほか、浜松市立地適正化計画では、身近な公共交通を活かした暮らしの充実に資する医療・福祉機能等を集積する都市機能誘導区域、および公共交通・生活サービスの利便性向上を図るとともに健康的なライフスタイル促進を目的とした居住誘導区域に位置付け、これらまちづくりを実現するための土地区画整理事業が計画されている。</p> <p>このため、医療・福祉、商業施設の適正な配置及び緑の創出を行うことにより、地域交流や賑わいの創出と、健全でゆとりある住環境を形成し、保全することを目的とする。</p>
	<p>■土地利用の方針</p> <p>健全で合理的な土地利用を実現し、地区の特性に応じたまちづくりを進めるとともに、土地区画整理事業計画に基づき整備された宅地等の形質の維持保全に努めるため、当該区域地区を2地区に区分し、それぞれの土地利用方針を次のように定める。</p> <p>「A：一般住宅地区」</p> <p>緑豊かな、ゆとりある住環境を創出するため、住宅を中心とした土地利用を図る。</p> <p>「B：複合施設地区」</p> <p>身近な公共交通を活かした暮らしの充実に資する医療・福祉機能等を集積するとともに、日常生活の利便性が高く、公共交通を便利に利用しながら暮らすことができるよう居住促進を図る。</p> <p>■建築物等の整備方針</p> <p>地域交流や賑わいの創出と、健全でゆとりある住環境を形成し、保全するため、次のように規制誘導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉・商業等と住宅地の適正な配置及び用途構成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 ・美しい街並み形成を図るため、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 ・緑豊かな住環境を形成し、また、防災に配慮するため、壁面の位置の制限や、垣又はさくの構造の制限を定める。

「区域は、計画図表示のとおり。」

拡大図



B : 複合施設地区 面積 約13.9ha

A : 一般住宅地区 面積 約5.0ha

浜北区

小林

道本

本沢合

西美園

凡例	
	地区計画区域界
	地区の区分線
	A 一般住宅地区
	B 複合施設地区
	区界
	大字界
	小字界
	浜北区 区名
	道本 大字名
	字上河原 小字名

